

令和8年度かすみがうら市排水設備 接続支援事業費助成金の御案内

令和8年4月から令和9年3月までの工事が対象です！

霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的として、茨城県の補助が拡充されたことに伴い、供用開始4年目以降の地域に対しても、既設の浄化槽または、くみ取り便所を廃止し、下水道（農業集落排水）へ接続する世帯（新築を除く）に対し、接続工事にかかる費用の一部を助成します。

【補助の対象となる条件】

- ・ 下水道供用開始区域内または農業集落排水処理区域内で、既設の浄化槽またはくみ取り便所を廃止して下水道・農業集落排水へ接続する工事を行う世帯。（新築を除く）
- ・ 接続工事の実施にあたって建物の所有者または土地所有者等の同意を得た方。
- ・ 市税等（下水道受益者負担金・農業集落排水受益者分担金を含む）を滞納していない方。
- ・ 令和9年2月26日までに水洗便所改造資金等実績報告書の提出ができる方。

【補助限度額について】

助成種別	補助の対象となる条件を満たし、下記に該当する方	助成限度額
A	・住んでいる方に18歳未満（年度当初時点）または、65歳以上（年度末時点）の方がいる ・住んでいる方「全員」の課税対象所得の合計額が、348万円以下である	35万円または、実工事費のいずれか少ない額
B	・助成種別Aの内容に当てはまらない場合	4万円または、実工事費のいずれか少ない額

※予算の範囲内の助成になりますので、ご希望の方は早めのご検討をお願いいたします。

ご不明な点は上下水道課までお問い合わせください。

【補助申請の流れ】

《工事開始前》

- (1) 工事内容や費用について、かすみがうら市が指定する「指定排水設備工事店」へお問い合わせください。※お見積もりは、複数の指定工事店から取得することをお勧めいたします。
- (2) 工事に着手する前に、補助金の申請を行ってください。指定排水設備工事店が補助金の申請手続きを代行しても問題ありません。

《工事完了後》

- (1) 接続工事が完了しましたら、市の検査を受けてください。
- (2) 排水設備の検査の合格後、実績の報告を行ってください。指定排水設備工事店が実績報告の手続きを代行しても問題ありません。

【補助金の申請に必要な書類】

※水洗便所改造資金等助成申請書に同意欄を設けました。同意の有無により提出書類が異なります。

申請書類・添付書類	同意した場合	同意しない場合 市で確認できない場合
1. 水洗便所改造資金等助成申請書	必要	必要
2. 排水設備計画確認申請書の写し	必要	必要
3. 市税等に滞納がないことを証明するもの ※かすみがうら市では、「納税証明書【その2】」に該当	不要	必要
4. 工事前写真 ※下水道に接続してないことが分かるもの	必要	必要
5. その他、市長が必要と認める書類	必要	必要
6. 一緒に住んでいる方のわかる住民票(住民票謄本) ※住民票抄本は不可	不要	必要
7. 世帯の課税(非課税)証明書(申請時点で最新のもの) ※他市区町村にお住まいの方を除く	不要	必要
8. 接続工事見積書の写し ※管路延長の記載がない場合は、内訳書も必要	必要	必要

※①世帯の課税(非課税)証明書(他市区町村にお住まいの方を除く)について

令和8年1月1日に市外にお住まいの方は、かすみがうら市で所得の確認ができないため、
○当時住民票があった市区町村の課税(非課税)証明書が必要となります。
4～6月に申請された場合は前年度、7～3月に申請された場合は今年度の世帯課税対象所得で判断させていただくようになります。

②6～8の書類は、助成種別Aの助成に該当する場合に限り必要になります。

○ 実績の報告に必要な書類

(1) 水洗便所改造資金等実績報告書



市のホームページから申請書の様式がダウンロードできます。



(2) 接続工事の領収書

※申請当初の見積書と金額が違う場合は、管路延長等が分かる書類の添付が必要となります。

(3) 請求書(水洗便所改造資金等助成)

※口座名義人が申請者と異なる場合は、申請者からの委任状が必要となります。

(4) 接続工事が完了した現地の状況が分かる写真